

令和7年6月4日

令和7年6月4日

標 茶 町 議 会
議 案 第 4 6 号
審 査 特 別 委 員 会 記 録

於 標茶町役場議場

議案第46号審査特別委員会記録目次

第 1 号（6月4日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第46号 令和7年度標茶町一般会計補正予算	4
閉会の宣告	11

議案第 46 号審査特別委員会記録

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 4 日（水曜日） 午後 1 時 2 3 分開会

付議事件

議案第 4 6 号 令和 7 年度標茶町一般会計補正予算

○出席委員（11 名）

委員長	松下 哲也 君	副委員長	鈴木 裕美 君
委員	深見 迪 君	委員	櫻井 一隆 君
〃	本多 耕平 君	〃	鴻池 智子 君
〃	齊藤 昇一 君	〃	黒沼 俊幸 君
〃	長尾 式宮 君	〃	渡邊 定之 君
〃	類瀬 光信 君		

○欠席委員（0 名）

なし

○その他の出席者

議長 菊地 誠道 君

○委員会条例第 19 条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤 吉彦 君
副町長 兼	牛崎 康人 君
管理課 長	
総務課 長	長野 大介 君
企画財政課 長	齊藤 正行 君
税務課 長	石黒 敬一郎 君
住民課 長	村山 新一 君
保健福祉課 長	浅野 隆生 君
農林課 長 兼	村山 尚 君
農委事務局 長	
観光商工課 長	三船 英之 君
育成牧場 長	山崎 浩樹 君

建設課長兼	菊地誠君
水道課長	
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	若松務君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	菊地将司君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第46号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時23分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長には松下委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から、委員長に松下委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には松下委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時25分

(委員長 松下哲也君委員長席に着く)

○委員長(松下哲也君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(松下哲也君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(松下哲也君) ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 副委員長には鈴木委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(松下哲也君) ただいま類瀬委員から、副委員長に鈴木委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には鈴木委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○委員長(松下哲也君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第46号

○委員長（松下哲也君） 本委員会に付託を受けました議案第46号を議題といたします。

議案第46号は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第46号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 9ページの道路維持費でありますけれども、委託料の草刈り委託料300万円が出ておりますけれども、町道の草刈りの総延長は幾らになっているのかお聞きをいたします。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

町道の草刈り総延長につきましては、486.6キロメートルとなっております。

○委員長（松下哲也君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 単純に言いまして、本町の町道はまだこの約倍近い町道があると思いますけれども、この主要町道でありますけれども、国営事業によって幹線農道が各地区にございますけれども、その草刈りもこの約480キロの中に入っていますか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

今、委員がおっしゃられました国営により開いた幹線農道ですが、既に町道に認定されておりますので、この中に含まれております。

○委員長（松下哲也君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 最後ですけれども、これは年何回の草刈りを予定しておりますか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

路線によって差はあるのですが、1回の路線と2回の路線に分けております。2回目の路線につきましては、町内の主要幹線等を選択しまして実施しているところでございます。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 9 ページ、14 節、補修工事請負費 4,000 万円の計上をされております。主な工事事業名と、あと何か所分の予算になるのか教えてください。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

主な工事名というのは、維持工事全体ですので、改良事業と違いまして細かく答えることができないのが現状でございます。

それから、箇所数ですが、少額工事から無数にございますので、例年でいきますと、この予算に関わる分でいきますと、大体 30 本ぐらいの工事になるかと思います。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 道路維持費、12 節委託料、業務委託料について内容をお知らせください。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

業務委託料につきましては、路面整正業務、いわゆる一般的に砂利道のグレーダーをかけるという作業の業務になります。

○委員長（松下哲也君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） この業務委託料、道路の巡回をするための料金というのは、この中には含まれていないのですか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

この中には含まれておらず、道路の巡回パトロールにつきましては、巡回点検委託料として別計上しております。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 同じ 9 ページの 14 節のところで、この工事請負委託料の 4,000 万円の中に、災害で受けたところ、そこは何か所か含んでいるのですか。これで完結するのですか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） 言葉の表現になるのですが、災害というもので受けた箇所というのは含んでございません。災害で受けた場合につきましては、災害復旧費を使用することとしております。

ただし、災害と言わずとも、本日のような雨ですとか、災害に近いような状況で起きたのり面の崩壊ですとかは、こちらの補修費で補修することにしております。

(「わかりました」の声あり)

○委員長(松下哲也君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、10 款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入、10 款地方交付税から 15 款道支出金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(松下哲也君) なければ、以上で議案第 46 号、一般会計補正予算を終わります。

以上で、逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1 時 3 5 分

再開 午後 1 時 3 5 分

○委員長(松下哲也君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて、総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君)(発言席) 町は、町道の管理車両として、ロータリー除雪車を更新しております。取得価格は 4,000 万円を超えておりますけれども、更新前の車両に関しては、主要な装備である除雪用ロータリーを使用することではなく、補助的装備である自在アーム式のオフセットモアによる路肩とのり面の草刈り専用車として使用されていたと思います。今回、このたび更新されたロータリー除雪車も同様の装備を備える車両でありますけれども、従来どおり、草刈り専用車としてのみ使用することになるのでしょうか。もしそうだとすると、費用対効果を考えた場合に、町のスケートリンクの除雪ですとか、あるいは民間事業者への貸出しなども検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、取得の方法について、育成牧場でトラクターを取得した際、債務負担の平準化を図るとして、複数年のリース契約を結んだわけですが、今回もそういった方法で取得をしたのでしょうか。もし違うとしたら、その理由はなぜか。

以上、質問いたします。

○委員長(松下哲也君) 建設課長・菊地君。

○建設課長(菊地 誠君) お答えします。

今回、取得いたしました小型ロータリー車につきましては、草刈り機の利用のみならず、除雪での使用を考えております。具体的に申しますと、標茶町市街地の川西地区の歩道除雪につきましては、現在、小型ショベルで実施しているところですが、かなり非効率でありまして、それをロータリーで除雪することにより効率化を上げるということを、今、想定しております。

また、次のご質問にありました除雪の方法につきましては、民間業者に運転委託または機械貸出し等により委託することで想定しているところでございます。

それから、最後の質問かと思いますが、今回購入に至った経過でございますが、最終的に前回のもともとあった車両の使用年数を考えますと、リースを続けるよりは購入したほうがトータル的にコストが下がるという判断の下、購入に至ったということで、ご理解をお願いいたします。

○委員長（松下哲也君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） これまで冬は全く使用していなかったものが、今後、民間への貸し出しであるとか、運転委託であるとか、そういったことで町の費用の持ち出しも、当然、その分が減ると思いますので、それはよいことだと思います。

1つ気になるのは、取得の際、育成牧場のトラクターのときには、これは取得の事務を行った管理課において、債務負担の平準化ということをおっしゃっていたということは、それが町の方針であると理解していたのですけれども、その点が今回、長い間払っているよりは1回で払ったほうが得だからという点は、少し矛盾があるように思うのですが、建設課でどうこうする範囲ではないと思うので、担当課のほうからそれをお答えいただければと思います。

○委員長（松下哲也君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

基本的には、最小投資の最大効果を求められている時々の判断、ケース・バイ・ケースで判断をするというところで、前回についてはリースと判断させてもらったというところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それで、そのときと今と状況がどう違うのかということに触れていただければと思います。

（「委員長、休憩」の声あり）

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時46分

○委員長（松下哲也君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 例として、前回、牧場で購入したトラクターがリースだったと。今回、今年度購入した……

（「聞こえない」の声あり）

○副町長（牛崎康人君） 草刈り機が一括購入だった。その違いは何かというところなのですけれども、委員、方針という言葉が使われておりますけれども、私は先ほど、その時々、最小投資の最大効果を得られるための選択、ケース・バイ・ケースでさせてもらったと申し上げました。違いは、牧場のトラクター購入については、一般財源の持ち出しでありましたので、リース契約を行うことで平準化を図るのが最善だと判断をしたところであります。今回の建設課の機械につきましては、社会資本整備交付金が充当されるというところで、一括で購入したほうが有利だという判断をしたところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（松下哲也君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） そういうふうに答えていただければ、私だけではなくて皆さん納得だと思うのです。よくわかりました。

今回、そういったことで担当課長のほうから、これまで冬場は使っていなかったけれども、今回に関しては同じような機能を持つものだけでも、民間と例えばシェアして、そういった使い方でもして費用対効果を高めていくのだということの答弁がありました。建設課のほうで、ほかにも例えばパワーショベルであるとか、役場全体で言うと、ほかの部署でもそういった建設系の機械を持っているわけですが、そういったところの稼働率を考えたときに、建設課で今回おっしゃっているような、同じような民間業者や例えば町内会への貸し出しですとか、そういったことをやっている自治体もあるわけで、役場内での使い回しは当然として、そういった、今、聞いた以外の建設課の持っている機械、それから役場全体として持っている建設系の機械、そういう使用をシェアするという考えは適用されますか。

○委員長（松下哲也君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

委員おっしゃられた、例えば町内会に貸し出すという部分、それからほかの団体、例えばうちでいうと社協さんですとか、そういった貸出し部分、例えばほかの自治体でやっているのは除雪機ですとか、草刈り機ですとか、そういった公有財産を公共の目的で使用するということはある得と考えております。

ただし、そこで事故等そういった責任も、当然、担保しなければなりませんので、やはり危ない機械ですので、そういった担保を取っていただく、補償という部分もしっかり担保しながら公有財産を有効に活用するというのは、今後、行財政改革の中でも必要な視点だと思っておりますので、それが町内会の備品購入の負担の軽減ということになるのであれば、そういったことも1つの方策ではないかということから考えているところでございますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（松下哲也君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 本当に先行してそういったことをやっている自治体なんかも事例としてありますので、課長おっしゃったように壁があるということ、重々承知しておりますけれども、そこをなるべくクリアして、町内会もそうですし、それから多大な投資がしにくい、そういった民間企業などに例えば使っていただくことも考えて、検討しながら町有財産を有効活用するということを、本町全体の活性化に資するということ、今後とも検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、先ほどお答えいただきました業務委託のこの中で、グレーダーかけ、それから巡回点検について質問いたします。

この巡回点検、それからグレーダーかけ、これはある程度定期的には実施されているものなのでしょうか。この時期、様々な作業が始まる季節ですので、道路のグレーダーかけ、そういうのはぜひ行っていただきたいと思いますのですが、仕事が始まる間際になってかけるグレーダーかけは、ある意味、道路の状態を軟らかくしてしまうので、そういうところにアクシデントとして作業機がはまるというようなことも起こり得ますので、時期的に早めに行くべきだと思うのですが、定期的に行われることになっているのか、それから巡回点検でここは早くグレーダーを入れたほうがいいという、そういう情報交換などは行われているのでしょうか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。巡回点検とグレーダーかけ、路面整正と分けてお答えしたいと思います。

巡回点検につきましては、定期的に巡回点検を実施しております。頻度としましては月2回、4月から11月まで実施しております。

続きまして、グレーダーがけ、路面整正業務でございます。こちらでも定期的にやっております。例年といいますか、作業の目安としましては、基本、年3回実施しております、1回目は5月下旬から6月上旬に向けて、それから2回目が7月下旬から8月上旬に向けて、それから3回目が9月下旬から10月上旬にかけてということで、例年実施しております。

その中で、今、委員ご指摘のとおり、グレーダーがけ、路面をかき起こしてしまいますと、砂利道が緩んだ状態で走行に支障があるというお話だったのですが、落ち着く期間、大体10日から14日間ぐらい、農作業、農繁期の時期を見越して、前に終わるようには調整しているのですが、このような天候、今日のような天候がありますと、雨の降った日だけではなく、路面が乾かないとまた作業ができなくなったりして、時期的に多少ずれ込ん

だりとかはございます。なるべくそういうことも考えて、例年、大体、地元の様子等を聞きながら、また、先ほど委員がおっしゃったとおり、巡回点検等をしながら時期を決めて、幅を持たせて動くようにはしています。

○委員長（松下哲也君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） その際、凹凸のあるところにグレーダーをかけて、道路そのものがといのようになって、道路脇の右側が盛り上がって、砂利が少なくなっているような状態が発生している、そういう情報も定期点検で情報を得て、そこに砂利を補充するような流れになっているのか。もしその流れになっているとして、今の質問の中にもありましたように、当然、新しい砂利を入れると道路状態が軟らかくなるというか、そういう状態になりますので、そういう意味でも、ある意味、共同作業、農作業が始まる時期を想定して対応していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○委員長（松下哲也君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

巡回点検のみならず、その都度の情報等によりまして、道路の砂利補充等の補修は対応しております。また、グレーダーがけ、路面整正が終了した後に、道路が傷むこともございます。それで、緊急に砂利を補充するなど実際やっております、その場合はやはり委員がご指摘のとおり、どうしても表面が緩い状態が起きるかもしれません。その場合は、緊急の場合ですので、どうしても技術的にも対応できないところでございますが、基本的には農繁期、農作業時期開始を見込んだ路面整正業務を実施しているということで、ご理解をお願いいたします。

○委員長（松下哲也君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、農作業の始まる時期等をうまく、作業に支障を来さないような対応を今後していただきたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（松下哲也君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） 討論ないものと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。

議案第 46 号を原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松下哲也君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 46 号は原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（松下哲也君）　以上で議案第 46 号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第 46 号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後　1 時 5 8 分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長

菊　地　誠　道

年長委員

黒　沼　俊　幸

委　員　長

松　下　哲　也